

## 学生の留学に関する憲章

2010年時点で、400万人の学生が母国を離れて勉学している。

ユネスコによると、外国の高等教育機関に在籍する学生は、2025年までに800万人になる可能性がある。若年者を中心とした教育を求めて留学する人々は、送る側の国々にとっては、貴重な人材への投資であり、地球市民たるべき豊かな知識と技術を持って帰国する留学生たちは、将来の発展や繁栄や福祉に欠かせない貴重な人材資源である。受け入れる国々にとっては、留学生は高等教育機関や自国に文化的・知的に多様性をもたらし、高等機関と地域にとっては歳入源となり、教育後は熟練能力をもった移住者の（労働を含む（訳者注））諸経験の人材資源になる場合もある。

結果として、高等教育における学生移動は、それに関わるどの国にとっても利益をもたらす。このことは、あらゆる国と高等教育機関は、学生移動の複合性を理解し、留学生を支援する枠組みをもつ必要があることを意味する。

同時に、留学生の権利と福利を確保する必要がある。留学生は、国や地域によっては人種、宗教、文化、性による差別を経験し、キャンパスの内外で安全と尊厳と安心を損なう状況に直面してきた。

知識を求めることは地球的な事柄である。あらゆる国や文化は、理由は様々であるが、高度なレベルの知識を求めている。本憲章は、高等教育機関、自治体、国と地域がこの必要性を認識し、知識の移動、なかでも学生の国際的移動に伴う知識の移動を支援するための呼びかけである。

それぞれの高等教育機関を尊重し、多様な戦略とコミュニティにおけるアカデミックな役割や国の文化の役割を念頭に置きながら、私たちは、政府と教育機関、国際教育に関わる諸機関が、以下の事柄を支持し、促進することを要望する。

### 1 扱いの公正

留学生の公民権と人権は、理解され、守られなければならない。そして差別から彼らを守るために政府と高等教育機関は、措置を講じなければならない。

### 2 異文化間能力

留学生を迎え入れるホスト国において、教育の質を高め、留学生を自国の学生と一統合していただくためには、サービスと教育のすべてのレベルで、教職員の異文化間能力を上手く高め、それを応用していく必要がある。そのような能力の中には、自国や自国文化の省察や他国や他国文化の理解と尊重、文化の違いを越えてうまくコミュニケーションする能力を含んでいる。

これらの能力を高めることと同様に、留学生には異文化間の準備的知識と異文化の自覚を可能にするアドバイスを与える必要がある。帰国時においても再適応の支援が与えられなければならない。

### 3 留学生の融合

教育機関への入学が許された時、留学生はまた、自動的にその国、新しい地域社会、あたらしい文化に参入することが許される。留学生が大学やより広いコミュニティと融合し相互関係を築くためには、すべての関係者の価値が最大化されるように積極的に援助される必要がある。

### 4 学業修了の機会

留学生は、自分の学業を修了するために、その地域やその国の学生に適応されるものと同じ規定や規則を用いて、同様な機会が与えられなければならない。

### 5 資金の可搬性と継続性

自国学生のための奨学ローンや奨学金はいつでも可搬的でなければならない。授業料や生活資金を賄う奨学資金が与えられている学生は、留学中にも勉学の権利や短期留学の権利を資金の恣意的な引き上げによって奪われることから守られなければならない。

### 6 学生の地位

留学生の受け入れ国においても送り出し国においても、学生としての地位は、恣意的な学生の権利や短期留学の権利の剥奪が守られなければならないと同様に、保全されなければならない。

### 7 査証と公的な査証発行条件

地球規模での学生の移動を促進し、同時に国家安全の優先事項を遵守するために、透明性をもった査証発行手順と学生に対する迅速な査証発行処理が、すべての国で求められている。

### 8 情報

それぞれの受入れ国の勉学と研究の機会、施設や入国および生活に関する情報は、教育を受けようとするすべての人と他の関係者に公開され、容易にアクセス可能なものでなければならない。学生、その家族、奨学金と奨学ローン機関、派遣元高等教育機関と中等教育レベル以下の学校と政府は、学生とスポンサーが情報に基づいた選択と現実的な期待を持つために、適切で十分に正確な情報に簡単に接近することができなければならない。

### 9 学生の権利への支援

留学生に対する質の高いサービス提供を行い、彼らの権利を守るために、送り出し国にも受け入れ国にも独立性をもった機関が存在し、その機関は、地域、広域、国のそれぞれのレベルで、学生の法的問題や対立や心配事を解決し、あるいは、もしも必要ならば、彼らの勉学や地位や福祉に関わる法的な助言をあたえなければならない。

### 10 質の保証

国際知識の能力から益を受けるために、適切に作成された国と機関単位の質保証のシステムがなければならない。高等教育諸機関は、そのすべての活動が、合意された認証基準に合致したものでなければならない。質保証のシステムは、運営、研究・教育、課外活動プログラムと社会支援についての国際高等教育のすべての次元を含んだものでなければならない。